

厚生労働省岐阜労働局発表  
平成22年10月29日(金)

担 当	職業安定部職業対策課
	課長 奥洞悦雄 地方障害者雇用担当官 古田隆司 電話 058-263-5563

## 平成22年6月1日現在の岐阜県における障害者の雇用状況について

～民間企業の雇用率は「1.73%」で6年連続改善～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、厚生労働大臣に対して報告しなければならないこととされています。

岐阜労働局では、今般、平成22年6月1日現在の岐阜県における同報告を集計し、その結果を取りまとめました。

岐阜県における障害者の雇用状況については、下記のとおりです。

### 記

- 1 岐阜県の民間企業（障害者の雇用が義務付けられている算定基礎労働者数が56人以上規模）における障害者の雇用状況
  - (1) 雇用されている障害者数、実雇用率
    - ① 雇用されている障害者の数（注）は、3,662.5人で、前年の3,573.0人に比べ、89.5人（2.5%）増加した。
    - ② 実雇用率は、1.73%で、前年の1.69%に比べ、0.04P上昇した。  
また、全国平均は、1.68%であり、岐阜県は0.05P上回った。  
他の都道府県と比べると、岐阜県の順位は23位で、昨年24位から上昇した。
    - ③ 法定雇用率達成企業の割合は、54.3%で、前年の53.8%から0.5ポイント上回った。

項目	21年	22年	前年増減	全国(22年)
対象企業数	1,094社	1,082社	△12社	71,830社
算定基礎労働者数	210,797人	211,605人	808人	20,356,456人
雇用障害者数	3,573.0人	3,662.5人	89.5人	342,973.5人
実雇用率	1.69%	1.73%	0.04P	1.68%
達成企業の割合	53.8%	54.3%	0.5P	47.0%

・雇用障害者数の障害種別の内訳

障害種別	21年	22年	前年増減
身体障害者	2,683人	2,695人	12人
知的障害者	814人	881人	67人
精神障害者	76.0人	86.5人	10.5人
合計	3,573.0人	3,662.5人	89.5人

(注) 雇用されている障害者の数については、重度障害者（短時間労働者以外の身体障害者及び知的障害者）1人については2人に相当するものとして集計し、精神障害者である短時間労働者1人については0.5人に相当するものとされている。

(2) 企業の規模別の状況

実雇用率は、56人～299人及び1,000人以上規模において前年を上回った。

民間企業全体の実雇用率1.73%と比較すると、300人以上の規模でいずれも上回ったが、56人～299人規模はいずれも下回った。

規模別	21年	22年	前年増減	21年労働者数	22年労働者数	全国
56人～99人	1.56%	1.66%	0.10P	35,739 (488)	34,986 (476)	1.42%
100人～299人	1.57%	1.61%	0.04P	72,102 (475)	70,824 (472)	1.42%
300人～499人	1.82%	1.76%	△0.06P	21,069 (62)	20,939 (62)	1.61%
500人～999人	1.76%	1.75%	△0.01P	31,516 (47)	31,363 (48)	1.70%
1,000人以上	1.87%	1.92%	0.05P	50,371 (22)	53,493 (24)	1.90%

※「労働者数」欄は算定基礎労働者数、( )は企業数、「全国」欄は平成22年の実雇用率

(3) 企業の産業別の状況

「製造業」、「運輸業・郵便業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療・福祉」では、法定雇用率を上回った。

「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」、「医療・福祉」で雇用率達成企業の割合が高く、60%を上回った。

項目(主な産業)	実雇用率	全企業数	達成企業割合	全国(実雇用率)
建設業	1.59 %	25	60.0 % ( 15)	1.56 %
製造業	1.82 %	483	62.7 % ( 303)	1.78 %
情報通信業	0.92 %	14	14.3 % ( 2)	1.35 %
運輸業・郵便業	2.06 %	45	53.3 % ( 24)	1.88 %
卸売業・小売業	1.49 %	156	36.5 % ( 57)	1.48 %
金融業・保険業・不動産業	1.49 %	28	35.7 % ( 10)	1.66 %
宿泊業、飲食サービス業	1.85 %	19	68.4 % ( 13)	1.58 %
生活関連サービス業、娯楽業	1.82 %	40	45.0 % ( 18)	1.90 %
医療・福祉	2.05 %	150	60.7 % ( 91)	2.02 %
サービス業	1.47 %	65	52.3 % ( 34)	1.63 %

※「達成企業割合」欄の( )は企業数

#### (4) 法定雇用率達成企業、未達成企業の状況

法定雇用率達成企業は、1,082社中587社で、前年の589社より2社減少したが、達成企業の割合は54.3%となり、前年の53.8%を0.5P上回った。

また、未達成企業495社のうち、雇用不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業)は339社と未達成企業の68.5%を占めている。

さらに、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は、336社あり、未達成企業495社に占める割合は、67.9%となっている。

## 2 岐阜県の公的機関等の障害者雇用状況

### (1) 岐阜県知事部局

岐阜県知事部局(法定雇用率2.1%)の実雇用率は2.13%(全国平均2.52%)で、前年と比べ0.01P増加したものの、雇用障害者数は24人減少した。

他の都道府県と比べると、岐阜県の実雇用率は43位で、昨年の41位から2位下がった。

項目	21年	22年	前年増減	全国(22年)
算定基礎の職員数	5,621人	4,451人	△1,170人	246,818人
雇用障害者数	119.0人	95.0人	△24.0人	6,213.5人
実雇用率	2.12%	2.13%	0.01P	2.52%
不足数	0.0人	0.0人	0.0人	0人

### (2) 岐阜県警察本部

岐阜県警察本部(法定雇用率2.1%)の実雇用率は3.06%で、前年に比べ0.25P上回った。

項目	21年	22年	前年増減
算定基礎の職員数	427人	425人	△2人
雇用障害者数	12.0人	13.0人	1.0人
実雇用率	2.81%	3.06%	0.25P
不足数	0.0人	0.0人	0.0人

※ 警察官は、算定基礎の職員数に含まれない。

### (3) 岐阜県教育委員会

岐阜県教育委員会（法定雇用率 2.0%）の実雇用率は 2.00%（全国平均 1.77%）で、前年に比べ 0.22P 上昇し、雇用障害者数は 22 人増加した。

他の都道府県と比べると、岐阜県教育委員会の雇用率は 12 位で、昨年 の 18 位から 6 位上昇した。

項目	21年	22年	前年増減	全国(22年)
算定基礎の職員数	11,518人	11,366人	△152人	536,943人
雇用障害者数	205.0人	227.0人	22.0人	9,487.0人
実雇用率	1.78%	2.00%	0.22P	1.77%
不足数	25.0人	0.0人	△25.0人	1,375.0人

### (4) 市町村機関

市町村機関（個別の機関ごとの雇用状況は別紙参照）の実雇用率は平均で 2.22%（全国平均 2.40%）と、前年に比べ 0.03P 下回ったが、雇用している障害者数は 435.5 人と昨年より 8.5 人増加した。

不足数は 8.5 人と前年に比べ、8.5 人減少するとともに、未達成機関の数は 3 機関となり、前年から 8 機関の減少となった。

項目	21年	22年	前年増減	全国(22年)
対象機関数	52	48	△4	2,372
算定基礎の職員数	18,943人	19,605人	662人	939,759人
雇用障害者数	427.0人	435.5人	8.5人	22,547.5人
実雇用率	2.25%	2.22%	△0.03P	2.40%
不足数	17.0人	8.5人	△8.5人	
未達成機関数	11	3	△8	274

### (5) 地方独立行政法人

地方独立行政法人（個別の法人ごとの雇用状況は別紙参照）は、平成 22 年 4 月に岐阜県から地方独立行政法人化した県病院が対象であり、3 法人の平均実雇

用率は0.67%、不足数は15人と非常に低調である。

項目	21年	22年	前年増減	全国(22年)
対象法人数	該当法人なし	3	-	82
算定基礎の職員数	-	1,190人	-	30,342人
雇用障害者数	-	8人	-	574.0人
実雇用率	-	0.67%	-	1.89%
不足数	-	15人	-	
未達成機関数	-	3	-	32

・雇用障害者数の障害種別の内訳（公的機関、地方独立行政法人）

障害種別	21年	22年	前年増減
身体障害者	693人	703人	10人
知的障害者	59人	62人	3人
精神障害者	11.0人	13.5人	2.5人
合計	763.0人	778.5人	15.5人

◎ 法定雇用率とは

【参考】

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 1. 8 %  
(56人以上規模の企業)
  - 特殊法人 …………… 2. 1 %
    - 労働者数48人以上規模の  
特殊法人及び独立行政法人
- 国、地方公共団体 …………… 2. 1 %  
(48人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 0 %  
(50人以上規模の機関)

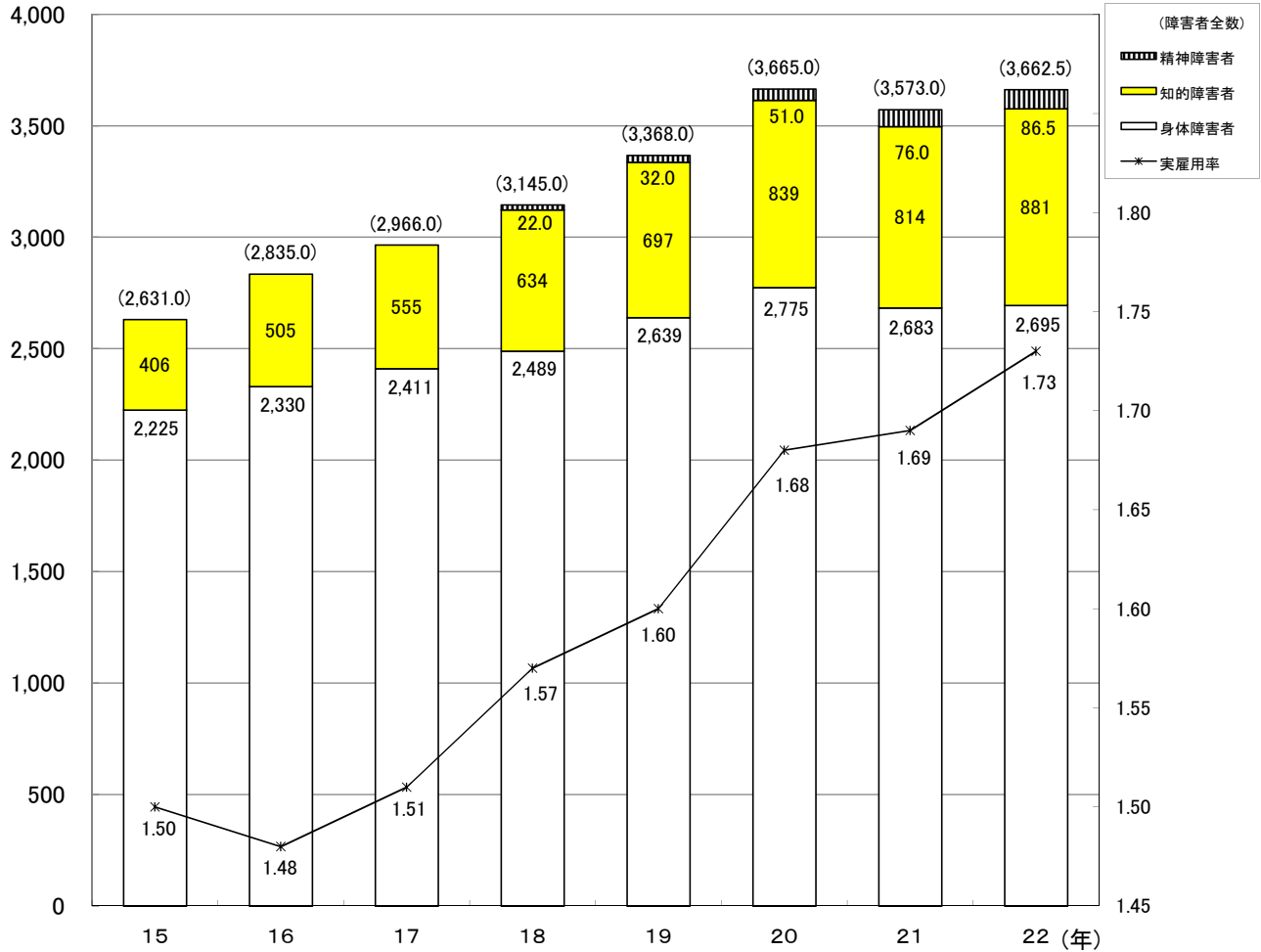
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

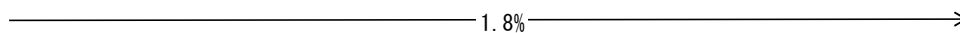
## 民間企業における雇用障害者数と実雇用率の推移 【岐阜労働局】

<雇用障害者の数（人）>

<実雇用率（％）>



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

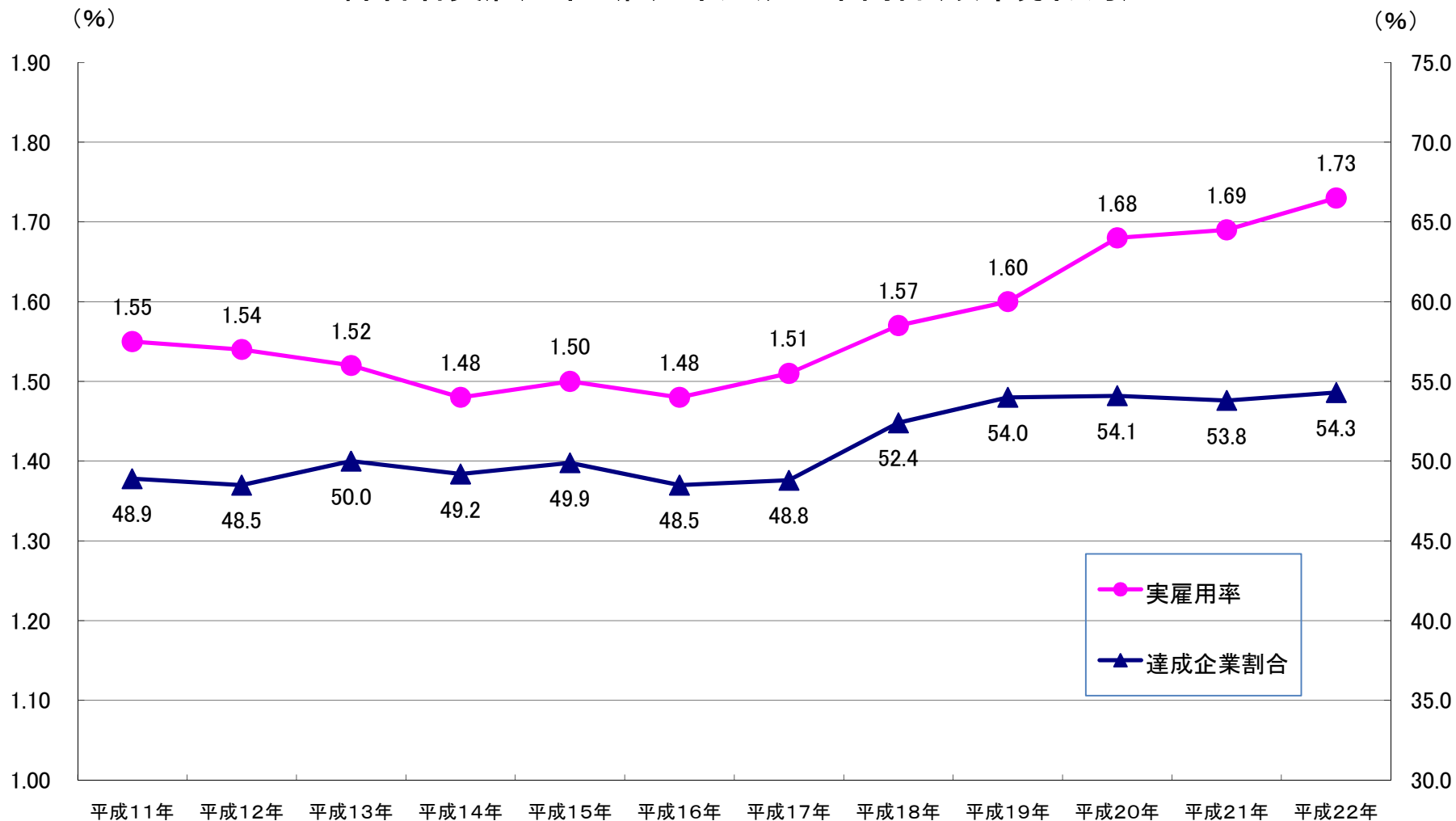
平成17年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者  
精神障害者  
精神障害者である短時間労働者  
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

### 障害者実雇用率と雇用率達成企業割合(岐阜労働局)





■岐阜県の平成22年6月1日現在の障害者雇用状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
岐阜県	人 4,451	人 95.0	% 2.13	人 0.0	知事部局

■岐阜県警察本部の平成22年6月1日現在の障害者雇用状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
岐阜県警察本部	人 425	人 13.0	% 3.06	人 0.0	

■岐阜県教育委員会の平成22年6月1日現在の障害者雇用状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
岐阜県教育委員会	人 11,366	人 227.0	% 2.00	人 0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

■各市町村機関等ごとの平成22年6月1日現在の障害者雇用状況

●市

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐阜市	2,781	64.0	2.30	0.0	(注4)①地方特例
大垣市	1,409	30.0	2.13	0.0	
高山市	819	18.0	2.20	0.0	(注4)②地方特例
多治見市	740	16.0	2.16	0.0	(注4)③地方特例
関市	783	15.0	1.92	1.0	(注4)④地方特例
中津川市	894	19.0	2.13	0.0	
美濃市	237	7.0	2.95	0.0	
瑞浪市	356	8.0	2.25	0.0	(注4)⑤地方特例
羽島市	583	14.0	2.40	0.0	(注4)⑥地方特例
恵那市	611	12.0	1.96	0.0	
美濃加茂市	486	13.0	2.67	0.0	(注4)⑦地方特例
土岐市	712	9.5	1.33	4.5	(注4)⑧地方特例
各務原市	945	21.0	2.22	0.0	(注4)⑨地方特例
可児市	692	14.0	2.02	0.0	(注4)⑩地方特例
山県市	315	9.0	2.86	0.0	(注4)⑪地方特例
瑞穂市	390	9.0	2.31	0.0	(注4)⑫地方特例
飛騨市	479	12.0	2.51	0.0	
本巣市	420	8.0	1.90	0.0	(注4)⑬地方特例
郡上市	980	22.0	2.24	0.0	(注4)⑭地方特例
下呂市	768	18.0	2.34	0.0	(注4)⑮地方特例
海津市	521	10.0	1.92	0.0	(注4)⑯地方特例
計	15,921	348.5	2.19	5.5	

●町村

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐南町	149	3.0	2.01	0.0	
笠松町	162	6.0	3.70	0.0	
養老町	210	6.0	2.86	0.0	
垂井町	227	6.0	2.64	0.0	(注4)⑰地方特例
関ヶ原町	146	5.0	3.42	0.0	
神戸町	101	4.0	3.96	0.0	
輪之内町	111	3.0	2.70	0.0	
安八町	104	3.0	2.88	0.0	
揖斐川町	329	8.0	2.43	0.0	
大野町	179	3.0	1.68	0.0	
池田町	161	3.0	1.86	0.0	
北方町	100	2.0	2.00	0.0	
坂祝町	59	3.0	5.08	0.0	
富加町	53	2.0	3.77	0.0	
川辺町	82	2.0	2.44	0.0	
七宗町	66	2.0	3.03	0.0	
八百津町	139	4.0	2.88	0.0	
白川町	81	2.0	2.47	0.0	(注4)⑱地方特例
東白川村	83	1.0	1.20	0.0	
御嵩町	125	2.0	1.60	0.0	
白川村	65	1.0	1.54	0.0	
計	2,732	71.0	2.60	0.0	

	人	人	%	人	
市町村計	18,653	419.5	2.25	5.5	

●教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
大垣市	234	6.0	2.56	0.0	
中津川市	243	2.0	0.82	3.0	
恵那市	140	2.0	1.43	0.0	
飛騨市	100	2.0	2.00	0.0	
養老町	74	1.0	1.35	0.0	
計	791	13.0	1.64	3.0	

●広域連合

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
もとす広域連合	161	3.0	1.86	0.0	

市町村機関等 総計	人 19,605	人 435.5	% 2.22	人 8.5	
--------------	-------------	------------	-----------	----------	--

- (注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- (注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- (注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- (注4) 注4の機関は地方特例認定を受けている。  
地方特例とは、市町村長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。  
①岐阜市のその他の機関は岐阜市上下水道事業部、岐阜市教育委員会をいう。  
②～⑩の市町のその他の機関はそれぞれの市町教育委員会をいう。

■地方独立行政法人ごとの平成22年6月1日現在の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	570	1.0	0.18	10.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	399	5.0	1.25	3.0	〃
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	221	2.0	0.90	2.0	〃
計	1,190	8.0	0.67	15.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、マイナスになる場合は「0.0」と表示しており、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、③実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。